

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和8年4月1日～令和8年4月30日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
1	JIS	制定		細幅Vプーリ(データ幅基準)	Grooved pulleys (system based on datum width) for narrow V-belts	この規格は、データ幅に基づく細幅Vベルト(SPZ, SPA, SPB, 及びSPC)を用いる細幅Vプーリについて規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義、並びに記号 ・種類 ・品質 ・形状及び寸法 ・材料 ・形状及び寸法 ・製品の呼び方 ・表示		ISO 4183:2026,Belt drives — Classical and narrow V-belts — Grooved pulleys (system based on datum width)(MOD)	日本ベルト工業会 一般財団法人日本規格協会
2	JIS	制定		金属の付加製造—適格性確認の原則—AM技術者の適格性確認	Additive manufacturing of metals — Qualification principles — Qualification of coordination personnel	この規格は、産業界の製造現場で、金属部品の付加製造に責任を持つAM技術者に対する適格性確認の要求事項を規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・任務及び責任 ・技術的な知識及び力量 ・適格性の評価 ・適格性確認試験証明書 ・附属書B(規定)AM技術者のタスク/責任及び階層		ISO/ASTM 52935:2023, Additive manufacturing of metals — Qualification principles — Qualification of coordination personnel(IDT)	一般社団法人日本溶接協会 一般財団法人日本規格協会
3	JIS	改正	A0204	地質図—記号、色、模様、用語及び凡例表示	Geological map— Symbols, colors, patterns, terms, and presentation of legend	この規格は、地質図の記号、色、模様、用語及び凡例表示について、異なる作成者、異なる利用者、異なる場所、及び異なる出力形式の間で、地質図の記号、色、模様、用語及び凡例表示に関するデータの管理方法(定義、記載、表記及び表示法を含む。)について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、適用対象を明確にするため対象外の“地質図”を“地形図”に変更し、“地質図、地理調査などに基づいて作成される主題図”を、“地形図、地理調査などに基づいて作成される主題図”に置き換える。 ・色の表示方法を明確にするため、引用規格に“JIS Z 8102 物体色の色名”を追加する。 ・非常用漢字の専門用語のうち通常漢字で扱われるものに対してはひらがな表記に漢字表記を併記する。 ・鉱産物の種類を表現する主な文字記号において、最新の学術用語に合わせて修正する。		ISO 710-1:1974, Graphical symbols for use on detailed maps, plans and geological cross-sections—Part 1: General rules of representation ISO 710-2:1974, Graphical symbols for use on detailed maps, plans and geological cross-sections—Part 2: Representation of sedimentary rocks ISO 710-3:1974, Graphical symbols for use on detailed maps, plans and geological cross-sections—Part 3: Representation of magmatic rocks ISO 710-4:1982, Graphical symbols for use on detailed maps, plans and geological cross-sections—Part 4: Representation of metamorphic rocks ISO 710-5:1989, Graphical symbols for use on detailed maps, plans and geological cross-sections—Part 5: Representation of minerals ISO 710-6:1984, Graphical symbols for use on detailed maps, plans and geological cross-sections—Part 6: Representation of contact rocks and rocks which have undergone metasomatic, pneumatolytic or hydrothermal transformation or transformation by weathering ISO 710-7:1984, Graphical symbols for use on detailed maps, plans and geological cross-sections—Part 7: Tectonic symbols(MOD)	国立研究開発法人産業技術総合研究所 一般財団法人日本規格協会
4	JIS	改正	A0205	ベクトル数値地質図—品質要求事項及び主題属性コード	Vector-digital geological-map— Quality requirements and subject attribute codes	この規格は、地質図を保存、交換、再現、編集などのためにベクトル数値地質図として公開・提供する場合に、その品質を確保する上で必要な基本的事項について規定するとともに、異なる作成者、異なる利用者、異なる場所及び異なる出力形式の間で地質図を誤りなく再現する上で必要な地質図の記号、色、模様、用語、地層・岩体区分などの主題属性を示す主題属性コード(定義、記載、表記及び表示法を含む。)について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・国際年代層序表において、中期更新世に対し、新たにチバニアン期の固有名称が与えられた。日本地質学会による地質年代区分名称の日本語表記のうち、ヤプレシアン期をイプレシアン期に変更するなどの変更が行われた。このため、表11の地質年代コードにおいてもそれらを変更する。 ・表15～22、24において、かな表記のみであった専門用語について、括弧付きの漢字表記を追加した。例えば地質分野では一般的に常用漢字表の表外漢字(礫(れき)など)が使用されている岩石名称などの専門用語が、当該規格ではZ8301の原則に従って、“かな”に置き換えられてしまっているため表外漢字を併記することとする。 ・表24の鉱物コードに自然白金、自然パラジウムなど不足する鉱物を追加すると共に、現在学術的に使用しないいくつかのコードを削除する。 ・表21の変成岩石コードにけい(珪)質片岩、泥質片岩、砂質片岩のコードを追加する。 ・表17、表21、表24、表25の専門用語の表記を日本地質学会など最新の科学技術用語に合わせて変更すると共に、表17、18、24の直方(斜方)輝石を、鉱物名の併記として、直方輝石(斜方輝石)と変更する。			国立研究開発法人産業技術総合研究所 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和8年4月1日～令和8年4月30日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
5	JIS	改正	B8630	業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫—特性及び試験方法	Commercial refrigerators and freezers – Characteristics and test methods	この規格は、密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積2000 L以下で汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫に関する諸特性並びにそれらの性能試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・定格内容積の算出において、関連する図を現状に合わせた図に修正する。 ・消費電力量試験において、トップランナー対象機種を明確化するため文言を修正する。(両面扉はトップランナー対象外) ・表示において、フロン法に準拠した冷媒充てん量の表示に修正する。 ・取扱説明において、規定文を現状に則した内容に改める。			一般社団法人日本冷凍空調工業会 一般財団法人日本規格協会
6	JIS	改正	H4000	アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条	Aluminium and aluminium alloy sheets, strips and plates	この規格は、圧延したアルミニウム及びアルミニウム合金の板、条、厚板、合せ板及び円板について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“品質”の“外観”において、市場の実態に即して、条の表明欠陥の除去が難しい場合の処置についての規定を追加する。 ・“品質”の“機械的性質”において、市場の実態に即して、合金番号5083の質別材について“板厚100 mm超え-200 mm以下”での機械的性質を追加する。 ・“寸法の許容差”において、市場の実態に即して、板、条、厚板、合せ板及び円板の厚さについて、冷間圧延材及び一部の熱間圧延材の厚さ及び幅の区分における許容差を追加する。 ・寸法の許容差において、市場の実態に即して、板、厚板及び合せ板の長さについて、シャー切断の場合の一部の長さ区分を変更、追加した上で許容差を追加する。		ISO 209:2024,Aluminium and aluminium alloys—Chemical composition ISO 6361-1:2011,Wrought aluminium and aluminium alloys— Sheets, strips and plates— Part 1: Technical conditions for inspection and delivery ISO 6361-2:2014,Wrought aluminium and aluminium alloys— Sheets, strips and plates— Part 2: Mechanical properties ISO 6361-3:2014,Wrought aluminium and aluminium alloys— Sheets, strips and plates— Part 3: Strips: Tolerances on shape and dimensions ISO 6361-4:2014,Wrought aluminium and aluminium alloys— Sheets, strips and plates— Part 4: Sheets and plates: Tolerances on shape and dimensions ISO 6361-5:2011,Wrought aluminium and aluminium alloys— Sheets, strips and plates— Part 5: Chemical composition(MOD)	一般社団法人日本アルミニウム協会 一般財団法人日本規格協会
7	JIS	改正	K2301	燃料ガス及び天然ガス—分析・測定方法	Methods for analysis and measurement of natural gas and fuel gas	この規格は、燃料ガス及び天然ガスの一般成分及び特殊成分の分析方法並びに発熱量、比重及び燃焼性の測定方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・「用語及び定義」において、都市ガスのCN化に有効的な「合成ガス(e-methane)」を測定対象として明確化を図るため、用語「燃料ガス」の定義に追加する。 ・「一般成分の分析方法」において、キャリアーガスとして水素を取扱う際の安全対策及び成分補正係数を追加する。 ・「ナフタレンの分析方法」及び「水分の分析方法」において、使用する事業者が居ない陳腐化した測定方法を削除するため、『ナフタレンの分析方法(ガスクロマトグラフ法)』及び『吸収ひょう量法』を削除する。 ・「発熱量の試験方法」、「比重の試験方法」及び「燃焼速度の計算方法」において、ガス事業者のニーズに即した測定方法を取込むため、『光学音速センサ法』を用いた発熱量、比重及び燃焼速度の計算方法を追加する。		ISO 6327:1981,Gas analysis— Determination of the water dew point of natural gas— Cooled surface condensation hygrometers ISO 6974-1:2012,Natural gas— Determination of composition and associated uncertainty by gas chromatography— Part 1: General guidelines and calculation of composition ISO 6974-4:2025,Natural gas — Determination of composition and associated uncertainty by gas chromatography — Part 4: Guidance on gas analysis ISO 6976:2016,Natural gas— Calculation of calorific values, density, relative density and Wobbe index from composition ISO 19739:2004,Natural gas— Determination of sulfur compounds using gas chromatography(MOD)	一般社団法人日本ガス協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和8年4月1日～令和8年4月30日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
8	JIS	改正	Q9000	品質マネジメント—基本及び用語	Quality management—Fundamentals and vocabulary	この規格は、次の組織及び人に広く適用できる、品質マネジメントの基本概念及び原則について規定する。 ・品質マネジメントシステム(QMS)の実施を通して持続的成功を求める組織 ・要求事項に適合する製品及びサービスを一貫して提供するための組織の能力について、信頼感を得ようとする顧客 ・製品及びサービスの要求事項が満たされるという信頼感を、自らのサプライチェーンに対して得ようとする組織 ・品質マネジメントで用いる用語の共通理解を通して、コミュニケーションを改善しようとする組織及び利害関係者 ・JIS Q 9001の要求事項に対する適合性評価を行う組織 ・品質マネジメントに関する教育・訓練、評価又は助言の提供者 ・関連する規格の作成者 また、この規格は、ISO/TC 176によって作成された品質マネジメント規格及びQMS規格を基礎として作成された全てのJISに適用される用語及び定義も規定している。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義(簡条3) 現行JIS発行以降に発行又は改正された、品質マネジメント関連規格の用語及び定義に対応するよう変更する。 ・品質マネジメントの基本(簡条4)近年の事業環境の変化などを踏まえて、基本概念を、基本的な品質マネジメント概念と品質マネジメントに関連する追加的な概念とに分けて整理する。基本的な品質マネジメント概念には、品質、品質マネジメント、品質マネジメントシステム、品質保証、品質管理、品質計画、プロセスマネジメント、リスクに基づく考え方、組織の品質文化及び継続的改善の10の概念を規定する。また、品質マネジメントに関連する追加的な概念には、現行JISでは基本概念としていた、組織の状況、利害関係者に加えて、統合マネジメントシステム、循環経済、新興技術、革新、変更マネジメント、顧客体験、知識マネジメント、情報マネジメント、人々の側面及び事業継続の12の概念を規定する。		ISO 9000:2026,Quality management—Fundamentals and vocabulary(IDT) ※令和8年4月1日時点はFDIS	一般財団法人日本規格協会	一般財団法人日本規格協会
9	JIS	改正	R3110	建築用ガラスの振り子衝撃試験方法	Glass in building—Pendulum impact testing and classification of safety glass	この規格は、建築用に使用する平板ガラスに対して、人が衝突したときのガラスの破壊性状を判定するための試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・ショットバック加撃体の作製方法において、我が国の市場の実態に即して、加撃体の長さなど一部寸法を改める。 ・ショットバック加撃体の作製方法において、我が国の市場の実態に即して、革の縫い目、テープの位置などについて改める。 ・ショットバック加撃体の保守において、我が国の市場の実態に即して、重量変化の有無を確認する規定を追加する。 ・ショットバック加撃体の校正において、我が国の市場の実態に即して、校正用試験体に、耐熱強化ガラスなどを追加する。		ISO 29584:2015,Glass in building—Pendulum impact testing and classification of safety glass((MOD)	一般社団法人板硝子協会	一般財団法人日本規格協会
10	JIS	改正	R3209	複層ガラス	Insulating glass	この規格は、主に建築物及び冷凍・冷蔵ショーケースに使用する複層ガラスについて規定する。	主な改定点は、次のとおり。 ・断熱性能区分による種類において、市場の実態に即して、現行規格の最高等級[T6:1.1w/(m <sup>2</sup> ・K)以下]を超える上位グレードの設定を含め、区分を改める。 ・品質において、市場におけるより具体化した外観品質の要求に応えるべく、数値化した規定へ変更する。 ・材料において、高断熱なガラスである“真空ガラス”を材料板ガラスに追加する。 ・光学薄膜付きガラスの加速耐久性試験において、引用規格(JIS R 3221_光学薄膜付きガラス)にある規定との重複を避け、引用規格の引用による規定に変更する。			一般社団法人板硝子協会	一般財団法人日本規格協会
11	JIS	改正	R6210	ビトリファイド研削といし	Vitrified grinding wheels	この規格は、ビトリファイド研削といしについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、“アルミナ質研削材及び炭化けい素質研削材を使用”との研削研磨材の限定を削除し、我が国の市場の実態に即して、アルミナジルコニア質研削研磨材を使用可能となるよう改める。 ・材料において、我が国の市場の実態に即して、着色剤などについての規定を追加する。 ・寸法及び試験方法において、引用規格の改正に整合させて、寸法の追加、結合度試験でのロックウェル試験の条件設定の変更など、内容を改める。 ・品質において、我が国の市場の実態に即して、打音特性などを追加し、それに伴い、それらの試験方法を追加する。			研削砥石工業会	一般財団法人日本規格協会
12	JIS	改正	R6212	レジノイド研削といし	Resinoid grinding wheels	この規格は、レジノイド研削といしについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、“アルミナ質研削材及び炭化けい素質研削材を使用”との研削研磨材の限定を削除し、我が国の市場の実態に即して、アルミナジルコニア質研削研磨材を使用可能となるよう改める。 ・材料において、我が国の市場の実態に即して、充填剤などについての規定を追加する。 ・寸法及び試験方法において、引用規格の改正に整合させて、寸法の追加、結合度試験でのロックウェル試験の条件設定の変更など、内容を改める。 ・品質において、我が国の市場の実態に即して、打音特性などを追加し、それに伴い、その試験方法を追加する。			研削砥石工業会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和8年4月1日～令和8年4月30日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
13	JIS	改正	R6219	マグネシア研削といし	Magnesia grinding wheels	この規格は、マグネシア研削といしについて規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲において、“アルミナ質研削材及び炭化けい素質研削材を使用”との研削研磨材の限定を削除し、我が国の市場の実態に即して、アルミナジルコニア質研削研磨材を使用可能となるよう改める。</li> <li>・材料において、我が国の市場の実態に即して、充填剤などについての規定を追加する。</li> <li>・寸法において、引用規格の改正に整合させて、寸法の追加など、内容を改める。</li> <li>・形状において、我が国の市場の実態に即してディスク形を追加する。</li> <li>・品質において、我が国の市場の実態に即して、打音特性などを追加し、それに伴い、その試験方法を追加する。</li> </ul>			研削砥石工業会 一般財団法人日本規格協会
14	JIS	改正	T0601-2-64	医用電気機器－第2-64部：粒子線治療装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Medical electrical equipment – Part 2-64: Particular requirements for the basic safety and essential performance of light ion beam medical electrical equipment	この規格は、患者の治療に用いる粒子線治療装置の基礎安全及び基本性能について規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“不要又は過度の放射のハザードに関する保護”の“放射線照射野の投影の外側の中性子副次的放射線”において、中性子の線量評価方法が、吸収線量だけでなく線量当量でも可能となるように変更する。そのために、新たに両者の変換係数(Quality factor)を規定する。</li> <li>・“用語及び定義”において、患者位置決め装置及びその構成機器に関し、関連規格との整合性の観点から定義用語を変更する。</li> <li>・“ME 機器の試験に対する一般要求事項”において、“供給電圧、電流の種類、電源の特性及び周波数”と“湿度前処理”とは通則を適用するとしていたものを、大型の設置型医療機器である粒子線治療装置に合わせて試験条件(受電仕様、湿度環境など)を追加する。</li> <li>・“MEシステム”において、通則の“ME システム”は適用しないとしていたものを、IEC 60601-2-1:2020の規定に合わせて、“ME システムの附属文書”と“接触電流”とを置き換えて適用するよう変更する。</li> </ul>		IEC 60601-2-64:2025, Medical electrical equipment – Part 2-64: Particular requirements for the basic safety and essential performance of light ion beam medical electrical equipment(IDT)	一般社団法人日本画像医療システム工業会 一般財団法人日本規格協会
15	JIS	改正	Z4120	診断用X線管装置－焦点寸法及び関連特性	Medical electrical equipment – X-ray tube assemblies for medical diagnosis – Focal spot dimensions and related characteristics	この規格は、150 kV以下の管電圧で使用する医療診断用X線管装置の焦点特性について規定する。 この規格は、デジタル焦点検出器及び撮影用フィルムを用いた次の試験方法について規定している。 a) 公称焦点値0.1～3.0の焦点寸法 b) 線広がり関数(LSF) c) 1方向変調伝達関数(MTF) d) 焦点ピンホールX線像、及び適合の表示	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“適用範囲”において、X線診断における使用実態を踏まえ、X線管電圧の範囲を現行規格の“200 kV以下”から“150 kV以下”へ変更する。</li> <li>・“焦点測定用カメラ設定”及び“X線像の作成”において、近年のデジタル技術の進歩に合わせ、X線像受像器をデジタルによる検出手段へ変更する。</li> <li>・焦点特性の決定方法において、製造業者からの要望に対応して歪んだ焦点に関する規定を追加する。</li> </ul>		IEC 60336:2020, Medical electrical equipment – X-ray tube assemblies for medical diagnosis – Focal spot dimensions and related characteristics(MOD)	一般社団法人日本画像医療システム工業会 一般財団法人日本規格協会
16	JIS	改正	Z4501	X線防護用品及び防護材料の鉛当量試験方法	Testing method of lead equivalent for X-ray protective devices and materials	この規格は、管電圧10 kV以上、400 kV以下のX線の防護用品、防護材料などのうち、放射線非破壊検査に用いる器具、建築材料などの鉛当量を試験する方法について規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“適用範囲”において、診断用X線防護用具以外を対象とする旨の記載を追加するか、又はその旨を明記した記載内容に変更する。</li> </ul>			一般社団法人日本画像医療システム工業会 一般財団法人日本規格協会